

# 「被災者生活再建支援法」拡充にむけての学習講演会

東日本大震災から2年9ヶ月が経過しましたが、家を失った被災者は今なおプレハブ作りの4畳半2間の狭い仮設に3万6千人が暮らし、かつてのような人間らしい自分の部屋のある家に住むことが、最大かつ共通の願望になっています。

そのため「自己資金」のめどが立つか否は、住宅の自己再建が出来るのか、災害公営住宅や借家住まいを選ぶのかの選択に大きく影響します。そこで、被災地の自治体首長・議会や支援活動団体、日本弁護士連合会など多くの人びとは「被災者生活再建支援法」の拡充（現行の300万円をせめて500万円へ）を政府へ要請していますが、政府は拡充のための動きを見せていません。最近では、金額の増額だけではなく対象者の拡充を求める声も大きくなっています。

そもそもこの「支援法」は1995年の阪神・淡路大震災のあと、1997年には2400万筆もの全国要請署名が原動力となり（全国生協は1200万筆を集約）成立し、当初は100万円の支援から始まりました。その後、全国知事会などの要請で2004年、2007年の2回の改定により現行の300万円に拡充しました。大震災で家を失った人々への「住宅支援」を拡充することは、被災者の最大の願いであるとともに、復興の要である地域コミュニティを維持し創っていく後押しにもなり、復興を支援する団体の中心的支援活動にする必要があると考えます。

しかし、この支援法成立の頃の国民的運動を知る人々も少なくなりました。この運動の歴史的経過や現時点の課題を改めて学び、今後の拡充に向けた運動を展望するために学習会を開催します。この運動にすでに取り組んでいる団体や個人の方はもちろんですが、これからの復興を考える上でも大いに参考になる学習会です。多くの方の参加をお待ちしております。

●日 時 2014年1月22日（水）10：30～12：30

●場 所 岩手教育会館 2階 第1会議室

●主 催 岩手県生活協同組合連合会、岩手県消費者団体連絡協議会、  
東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議の3団体による開催

参加費無料です

●学習会の内容

10:35～ 講演1 「支援法の内容、制定までの経過と概要、現時点での課題」

講師：日本生協連執行役員 総合運営本部長 青竹 豊氏

（青竹氏は「自然災害被災者支援促進連絡会」の幹事）

11:40～ 講演2 「支援法の岩手県の利用状況、住宅再建のための県内の自治体別の上乗せ制度の状況、岩手県が要求している制度拡充の内容」

講師：岩手県復興局生活再建課より

12:10～ 質問・意見交流

12:20～ まとめと閉会あいさつ

<問い合わせ先・事務局>

岩手県生活協同組合連合会 電話：019-684-2225 FAX：019-684-2227